

北九州市監査公表第17号

令和3年7月30日

北九州市監査委員	小林 一彦
同	廣瀬 隆明
同	森本 由美
同	渡辺 均

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 小林 一彦、同 廣瀬 隆明、同 香月 耕治（令和3年2月9日任期満了）、同 河田 圭一郎（同前）、同 森本 由美（令和3年3月26日就任）、同 渡辺 均（同前）により行った。

1 監査の対象

今回の監査は、建設局、交通局、保健福祉局（病院事業会計）及び区役所まちづくり整備課の令和元年度及び令和2年度（令和2年4月から同年10月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和2年11月6日から令和3年5月27日まで

4 監査の結果

(1) 建設局及び区役所まちづくり整備課

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(2) 交通局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア その他事務

(ア) 拾得物の取扱いについて

(営業推進課)

市営バスの車内等で発生した拾得物の取扱いに係る文書のうち、処理経過を記録した拾得物整理簿の一部について、保存期間満了前に廃棄していた。

また、拾得物の取扱い手続きにおいて、決裁すべき者の決裁を受けることなく、警察署長に拾得物を提出し、所有権取得後に還付を受けた物品を処分していた。

市交通局拾得物取扱規程では、各営業所には、拾得物整理簿を備え付けなければならないとされている。

また、市交通局文書規程で準用する市文書管理規則では、事案の決定に当たっては、文書等を作成して行わなければならないとされている。

適正な事務処理をされたい。

(3) 保健福祉局（病院事業会計）

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。